

**太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム**  
(Pacific-LEADS: Pacific Leaders' Educational Assistance for Development of State)  
**実施概要**

2016年11月  
独立行政法人 国際協力機構

**1. プログラムの概要**

**(1) 背景**

大洋州諸国の主要な開発課題である、防災、気候変動、エネルギー等に対応するためには、財政、行政、産業振興、社会サービスの提供を担う中核人材の育成が急務となっている。

2015年5月に、我が国は第7回太平洋・島サミット(PALM7)を開催し、(1)防災、(2)気候変動、(3)環境、(4)人的交流、(5)持続可能な開発(人材育成含む)、(6)大洋・海洋問題・漁業、(7)貿易・投資・観光の7つの分野に焦点を当てて協力を進めることを各国首脳と合意した。

このうち、「持続可能な開発」に関し、日本政府は、大洋州諸国・地域の脆弱性の緩和および克服の観点から、国の将来にとって重要な役割を果たす若い世代の育成が重要であるとの認識のもと、新たな研修プログラム「太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム」を開始することを発表した。

**(2) 目的**

大洋州諸国の開発課題の解決に必要な専門知識を有し、かつ、親日派・知日派として日本との関係の深化に貢献する、JICA事業のカウンターパート等の行政官を中心とした中核人材の育成を支援する。

**(3) プログラム構成**

大洋州諸国の行政官等を選抜して本邦に招聘し、本邦大学の修士課程などでの教育に加え、本邦の省庁や地方自治体等において実務研修(インターンシップ)の機会を提供する。正式履修前の研究生としての滞在期間も合わせ、原則として2年間もしくは2年半受入れる。

**(4) 実施期間**

- ・事業全体(受入れ準備期間を含む): 2015年9月~2021年3月
- ・受入れ開始(第2バッチ): 2017年8月

**(5) 対象国・地域**

大洋州地域の14カ国(ミクロネシア、パラオ、マーシャル、フィジー、パプアニューギニア、ソロモン、バヌアツ、サモア、トンガ、キリバス、ツバル、ナウル、クック諸島、ニウエ)

**(6) 受入れ人数**

3バッチ合計で100人以上を受け入れる。年度毎の受入れ目安は以下のとおり。

2016年度(第1バッチ)	41人(来日済)
2017年度(第2バッチ)	33人(予定)
2018年度(第3バッチ)	33人(予定)

**(7) 対象分野および対象人材**

大洋州諸国において開発課題となっている、次の分野を対象とする。

○防災、気候変動、環境、持続可能な開発、大洋・海洋問題・漁業、貿易・投資・観光、経済政策等

主として JICA 事業のカウンターパート等の政府人材（政府機関所属）を対象とするが、国の状況等に応じ、教育人材（大学を含む教育機関所属）や民間人材も対象とする。

## （8）実施体制

### ① 全体運営委員会

本プログラム全体の進捗確認を行う「全体運営委員会」を設置する。委員は、外務省、文部科学省、JICA 等とし、東京において年 1 回程度の開催とする。

### ② 運営支援機関

募集・選考手続き等の支援、本邦滞在期間中の研修員に対する各種支援等に関し、公示により選定した「運営支援機関」へ業務委託を行う。

運営支援機関が行う主な業務は以下のとおり。

- ・ 現地選考および本邦大学選考に係る実施支援、本邦受入れ大学・研修員との窓口
- ・ 学業・生活面に関する対面モニタリング、指導教員との意見交換（年 2 回程度）
- ・ 実務研修の企画・モニタリング
- ・ 日常対応（病気、事故、研修員の転居支援などの対応を含む）
- ・ 来日時のプログラムオリエンテーション、各種手続き（国保加入、住民登録、健康診断等）
- ・ 帰国時の評価会

## 2. 応募要件および募集・選考方法

### （1）応募要件

以下の全てに該当する者とする。

- 原則として、大洋州地域14か国（上記 1.（5）参照）のいずれかの国籍を有すること
- 原則として、来日年の4月1日時点で、年齢が22歳から39歳までであること
- 学士号を取得していること
- 所属組織から応募の承諾を得ていること
- 日本の大学において修士課程を修了するうえで、十分な英語力および学力を有すること
- 本プログラムの目的を明確に理解したうえで全プログラムを修了し、帰国後も日本との紐帯を強固にしつつ、自国の所属先において開発課題の解決に貢献する明確な意思を有すること
- 他の海外支援による奨学金を受給していない、あるいは受給予定でないこと
- 心身ともに健康であること

### （2）募集および応募（スケジュールは第 2 バッチ分）

JICA の各在外事務所および支所において、募集および応募受付を行う。

<募集期間>

2016 年 8 月～2016 年 10 月

<応募に必要な書類>

- ① 申込書（経歴、研究計画書、志望大学（第三志望まで記載）、所属先からの承諾等）
- ② 卒業証明書
- ③ 大学成績証明書
- ④ 健康診断書（但し、提出は四次選考後に行う）

### (3) 選考（スケジュールは第2バッチ分）

大きくわけて、現地での選考と本邦大学による選考を実施する。

#### (ア) 現地選考（2016年11月）

- 基礎学力試験（一次選考）

目的：基礎学力の確認

試験内容：筆記試験。①英語(TOEFL ITP)、②数学(学部入学レベルの基礎的問題)

会場：各 JICA 事務所・支所が指定した場所

結果の取扱い：筆記試験の結果は本邦大学と共有し、本邦大学選考（三次選考）における資料とする。

- 面接審査（二次選考）

目的：本プログラムの趣旨に係る理解や適性の確認

(※学術面に関する面接は、本邦大学選考（後述）において行う。)

会場：各 JICA 事務所・支所が指定した場所

結果の取扱い：合格者に評価(A, B)を付し、本邦大学選考（三次選考）の資料とする。

#### (イ) 本邦大学選考（2017年1月～5月）

- 書類審査（三次選考）

目的：学力の確認および応募者と大学指導教員とのマッチング

審査内容：主に研究計画書、一次選考結果（英語、数学）に基づき、志望先の大学教員が修士課程就学の可否を判断する。

結果の取扱い：本三次選考の過程において、不合格となった場合、第二志望の大学で空きがあれば、同大学に書類を回し、同じ手順で三次選考を行う。各大学は、受入れ枠の2～3倍の人数を目途に三次選考合格者を決定し、これに漏れた者はこの時点で不合格とする（但し、合否の通知は、四次選考終了後に一括して行う）。

- 面接審査（四次選考）

目的：合否の確定および来日時のステータス（研究生、正規生）の決定（後述）

会場：応募者：JICA 事務所・支所が指定した場所。本邦大学：大学または JICA 国内機関。テレビ会議システムを利用して、大学教員による面接を実施。

結果の取扱い：第一志望の大学における四次選考で不合格となった場合、第二志望の大学で空きがあったとしても、第二志望の書類審査（三次選考）に回すことはなく選考落選となる。四次選考の合格者は、JICA 研修員としての申請書類の提出を JICA による承認を得る事により、本プログラムの研修員としての受入れが確定する（後述）。

### (4) 四次選考合格者の受入れの確定

四次選考合格者は、JICA 研修員として Official Application Form の提出と JICA による承認を得ることにより、本プログラムでの受入れが確定する。

### (5) 来日時のステータスおよび入学試験の実施

研修員の来日時のステータスは、正規生もしくは研究生/科目等履修生とする。

研究生/科目履修生は、来日後、各大学において正規生への入学試験を受験する必要がある。研究生/科目履修生として半年間の準備期間を経ても修士課程に入学できない場合は、その時点で帰国すること

となる。

来日時の査証および在留資格はいずれの場合も「留学」とする。

### 3. 研修員の待遇および支給経費等

#### (1) 研修員の待遇・支給経費等

本プログラムでは、JICAは研修員に対し、JICA長期研修員の経費基準により、経費負担および手当等の支給を行う。詳細は以下のとおり(2016年4月現在)。なお、経費の支払い先は、研修員本人でなく、直接、大学等に支払われる費用(例：学費)もある。

経費の種類	支給額	支給頻度
学費(検定料、入学金、授業料)	実費	学期ごと
滞在費(日当、宿泊)	2,317円/日~5,052円/日*	2か月毎**
航空運賃	実費	来日時、帰国時
支度料、資料送付料(来日時)	106,000円	1回/来日時
支度料(住居移転時)	54,000円	1回/受入れ期間中
住居移転料(敷金、礼金等)	190,000円(上限) (関西地区210,000円)	1回/受入れ期間中
書籍費	30,000円/年	毎月の滞在費と併せて2か月に1度支給
国内研究旅費	50,000円/年	毎月の滞在費と併せて2か月に1度支給

\* 宿泊地、宿泊形態によって異なる

\*\* 偶数月の5日に支給

#### (2) 本邦大学による特別プログラム

本邦大学において、授業料に含まれる通常の教育活動とは別に、特別プログラムとして、外部(海外含む)からの講師招聘、国内外のフィールド調査、学会参加、チューター備上等の不可的な教育活動を行う場合、研修員1人あたり年間50万円を上限に、JICAがこれらの経費を負担する。特別プログラムは受入れ大学の発案に基づき、JICAと大学の間で契約を締結して実施する。

### 4. 研修先の大学・研究科と「Pacific-LEADS 推奨コース」

研修先として応募を受け付ける本邦大学および研究科は、以下の要件に照らして、JICAが決定する。

特に、毎年一定規模(目安として年間2名以上)の受入れが可能な研究科を「Pacific-LEADS 推奨コース」(以下、推奨コース)として、大学・研究科情報を積極的に提供し、応募推奨を行う。推奨コースは、英語によるカリキュラム実施状況等を踏まえて選定する。

(推奨コース以外でも、応募者が希望する大学が、以下の要件を満たす場合は応募を受け付ける。)

#### (1) 必須要件

- 研究科全体において、毎年複数名の長期研修員の受入れが可能であること。
- 2016年度から2018年度までにおいて、8月来日の受入れが可能であること。入学資格は正規生または研究生/科目等履修生も可とするが、半年後に正規生になることが見込めることが条件。  
(半年後に正規生になれない場合は原則帰国させる)
- 長期研修員の修士号取得に際し、必須科目および日頃の研究指導は全て英語で行われ、長期研

修員の日本語習得および日本語科目の受講が必須でないこと。

- 本プログラムで計画される募集・選考日程および選考方法（書類審査、TV会議での面接など）に則り、入学にかかる検定（合否判定）を実施できること。

## （2）望ましい要件

- 大洋州諸国の開発課題と各研究科の指導分野が合致していること。
- 実務研修（インターンシップ）受入れ可能な自治体等を紹介していただけること。
- これまで大洋州諸国との連携実績があること。
- 研修員向けの課外活動として、すでに留学生センター等で日本語講座やホームステイ等の日本社会、日本文化理解のプログラムが実施されていること。

## 5. 実務研修（インターンシップ）

全ての研修員に対し、大学の長期休暇期間等に本邦の省庁や地方自治体等において実務研修（インターンシップ）を行う。基本的なプログラム（日程、内容等）は各研修員のニーズを踏まえて JICA が設定し、個別具体的な研修プログラムは、受入れ機関と相談・調整して決定する。

実務研修は原則として英語で実施する。

受入れ機関への謝金および研修実施経費は支給しない。研修員に対しては、実務研修のための地方滞在等に必要経費を、JICA 長期研修員手当（前述）に準じて JICA から支給する。

以上